

2026
Feb. 2

保証協会だより

CHIBA CREDIT GUARANTEE



千葉県信用保証協会

CONTENTS

■ お役立ち情報

- ・信用保証なんでも Q & A P.1

■ 保証状況

- ・金融機関店舗別保証承諾額／保証債務残高ベスト 10 P.3
- ・保証状況 P.4

■ INFORMATION

- ・事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の取扱期間および事業者負担の保証料率が令和8年4月より変更となります P.5
- ・協調支援型特別保証制度の保証料補助率が令和8年4月より変更となります P.6
- ・事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の保証料補助率が令和8年4月より変更となります P.8

■ 連携支援機関紹介

- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター P.11

LINEでお役立ち情報を配信中！！

保証制度 セミナー
相談窓口 各種政策

おともだち登録はこちら

その他にも役立つ情報をHPで公開中

保証料シミュレーション 広報物 統計情報

2026.2 保証協会だより

お役立ち情報

信用保証なんでも Q & A

Q

営業区域要件で個人の「住居」、会社の「本店または事業所を有する企業」とは具体的にどのような意味ですか。

A

◆ 「住居」

単なる住民票登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

◆ 「本店または事業所を有する企業」

本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無にかかわらず、千葉県内において事業を行っている企業が対象となります。

また、「本店」が単なる登記上の住所地で事業の実態がない場合は対象となりません。

※制度要綱等（地方自治体の制度融資含む）で「営業区域要件」が定められている場合はその定めによります。

Q

法人成り企業において、許認可の名義が法人成り前の経営者個人名義のままである場合に申込みができますか。

A

生活衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る。）ならびに酒類販売業および酒類製造業である場合には、許認可の名義が法人成り前の経営者個人名義のままでも差し支えありません。（更新時に法人名義でとるように指導してください。）

その他の事業は、原則として法人名義で許認可を取り直す必要があります。

お役立ち情報

信用保証なんでも Q & A

Q

一部内入れ（繰上弁済）をしたのですが、信用保証料の返戻を受けられますか。

A

信用保証料は、保証条件変更の手続きをすることで再計算される仕組みです。

期日一括返済の融資を一部内入れ（繰上弁済）する際、期間短縮を伴わなければ条件変更の手続きは不要となります。手続きを行うことで、信用保証料の再計算を行うことができます。（保証料再計算の起算日は変更決定日）

一部内入れ（繰上弁済）に伴い条件変更の手続きを行う場合であっても、当該融資の弁済条件、返済条件緩和の状況、信用保証料の納付方法等、諸条件によって信用保証料率の再計算の結果は異なりますので、返戻が発生しないこともあります。

Q

当座貸越（貸付専用型）根保証・カードローン当座貸越根保証について、「当初の保証から5年を超える当貸、カードローンで取引を継続する場合は新規申込みの手続きとなります」とは具体的にどのような手続きをとればよいですか。

A

「5年を超える場合は新規申込み」とは5年を超える応当日の時点では条件変更による更新ができないという意味であり、具体的には、保証期間2年単位の場合は、2回の条件変更による更新後、3回目の期日到来時には新たな貸越により前保証を決済させる継続新規での取扱いとなります。

なお、1年単位の場合は、条件変更による期間延長を4回行った後、5回目の更新時には新規保証（継続新規）を行うこととなります。

また、2年単位の場合は、条件変更による期間延長を2回行った後、3回目の更新時には新規保証（継続新規）を行うこととなります。

保証状況

令和8年1月の金融機関店舗別保証承諾額ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名	金額	
1	千葉興業銀行	船橋支店	660
2	千葉信用金庫	稻毛支店	449
3	京葉銀行	柏支店	401
4	京葉銀行	五井支店	304
5	京葉銀行	四街道支店	303
6	京葉銀行	木更津支店	281
7	京葉銀行	本店営業部	260
8	京葉銀行	浦安支店	255
9	千葉興業銀行	柏支店	242
10	京葉銀行	松戸支店	240

令和8年1月の金融機関店舗別保証債務残高ベスト10

【単位：百万円】

順位	金融機関名	金額	
1	千葉銀行	中央支店	11,853
2	京葉銀行	柏支店	11,382
3	千葉銀行	稻毛支店	10,272
4	千葉興業銀行	船橋支店	9,373
5	千葉銀行	四街道支店	9,324
6	千葉興業銀行	五井支店	9,281
7	千葉銀行	成田支店	9,242
8	千葉銀行	船橋支店	8,669
9	京葉銀行	四街道支店	8,376
10	京葉銀行	成田支店	8,269

保証状況

令和8年1月の保証状況

【単位：件・百万円・%】

保証承諾			保証債務残高		
件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
1,801	26,491	100.6	100,867	1,213,380	95.7
代位弁済額（元利）			対債務者回収（総回収）		
件数	金額	前年比	完済件数	回収金額	前年比
144	1,818	147.0	4	138	50.8

詳細については当協会HP内の「当協会からのお知らせ」に掲載しています。

下記URLもしくはQRコードよりご覧いただけます。

LINE登録でHPへの掲載をいち早くお知らせしておりますので、ぜひ、ご登録ください!!



<https://www.chiba-cgc.or.jp>



【HP】



【LINE】

《HP掲載内容》

金融機関店舗別保証承諾額ベスト100
金融機関店舗別保証債務残高ベスト100
保証状況
金額別保証状況
期間別保証状況
資金使途別保証状況
新規・継続別保証状況

業種別保証状況
制度別保証状況
金融機関別保証状況
市町村制度別保証状況
市町村別保証状況

INFORMATION

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度の取扱期間および事業者負担の保証料率が令和8年4月より変更となります

「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」について、取扱期間および事業者負担の保証料率が下記の通り変更となります。

(1) 取扱い期間

(当協会申込受付日) 変更前：令和8年3月31日まで	→	(当協会申込受付日) <u>変更後：令和9年3月31日まで</u>
-------------------------------	---	--------------------------------------

(2) 事業者負担の保証料率

(当協会申込受付日) 令和8年3月31日まで	→	(当協会申込受付日) 令和8年4月1日から
0.3%		0.4%

制度詳細



【お問い合わせ先】企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185



INFORMATION

協調支援型特別保証制度の 保証料補助率が令和8年4月より変更となります

本年3月より原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的として**協調支援型特別保証制度**が創設されました。

本制度は国が一部保証料補助を行うことで、積極的な活用が期待されております。当該補助は3年間の時限措置として保証料の補助が実施されますが、**令和8年4月1日当協会申込受付分より制度要件(1)（下記の制度要件参照）における保証料の補助率が減少しますので、お早めにご利用いただければ幸いです。**

制度要件

次の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。

- (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと(注)。

当協会申込受付日

保証料補助

令和8年3月31日まで **1/2補助** → 令和8年4月1日から **1/3補助**

(注) 制度要件(2)の補助率は3年間1/4補助になります。

【お問い合わせ先】企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185



協調支援型特別保証制度

保証協会と金融機関の
協調支援による資金調達！！

保証料補助
最大 $\frac{1}{2}$ 相当

保証限度額
2億8,000万円

期間限定
令和10年3月31日迄

資格要件

ご利用いただける方

以下の①または②のいずれかに該当する方

- ① 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12ヶ月以上）のプロパー融資を受ける方
- ② 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

保証料率

保証料補助

◆ 資格要件①の場合

令和7年3月14日～令和8年3月31日の申込	…	1/2補助
令和8年4月1日～令和9年3月31日の申込	…	1/3補助
令和9年4月1日～令和10年3月31日の申込	…	1/4補助

◆ 資格要件②の場合

令和7年3月14日～令和10年3月31日の申込	…	1/4補助
-------------------------	---	-------

※1 保証料補助率は1/2～1/4と必ずしも一致しない場合があります。詳細は当協会のHPをご覧ください。

※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。

HP



INFORMATION

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の 保証料補助率が令和8年4月より変更となります

令和6年3月より経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速するべく、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の取扱いを開始しています。

本制度は保証料引き上げ分に対して国が一部保証料補助を行うことで積極的な活用が期待されております。当該補助は3年間の時限措置として実施されますが、令和8年4月1日当協会申込受付分より保証料の補助率が減少しますので、お早めにご利用いただければ幸いです。

制度要件

以下のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- (1)過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。
- (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - ① 直近の決算において債務超過でない。
 - ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

当協会申込受付日

保証料補助

令和8年3月31日まで **0.10%** → 令和8年4月1日から **0.05%**

【お問い合わせ先】企画部 経営企画課 TEL：043-221-8185



事業者のみなさまへ 経営者保証不要で資金調達 する方法があります！

経営者保証とは？

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証といいます。
下記のかんたんチェックに該当する事業者のみなさまは経営者保証を不要とするメニューをご利用いただける場合がありますので千葉県信用保証協会に相談してみましょう！

かんたんチェック✓

プロパー融資の借入がある

純資産額が5千万円以上
自己資本比率20%以上

十分な不動産の担保提供ができる

上記チェックに該当しない場合

経営者保証を不要とするメニュー

金融機関連携型

財務要件型

担保充足型

(信用保証料の上乗せあり)
事業者選択型
経営者保証非提供制度

※上記チェック項目以外にもご利用には要件がございますので、詳細は下記QRコードより当協会HPをご確認いただくか、当協会へお問い合わせください。

その他にも経営者保証を不要とする保証制度をご用意しております。
創業、事業承継の場面でも経営者保証を不要とする取組が可能です！

解説動画はこちら



ホームページこちら



各メニューの詳細は
解説動画またはホームページを
ご確認いただくか
当協会へお問い合わせください

経営者保証を不要とする取扱い

STEP1 信用保証料の上乗せなし

金融機関型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件（※）を満たしている。 （「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。） ※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

要件を充足しない場合

STEP2 信用保証料の上乗せあり

事業者選択型 経営者保証 非提供制度	次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。 (1)過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。 (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①直近の決算において債務超過でない。 ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度 令和6年3月15日から令和9年3月31日においては国の 保証料補助 のある保証制度を利用することができます。
--------------------------	--

保証料補助

当協会申込受付日 令和6年3月15日から令和7年3月31日	0.15%
当協会申込受付日 令和7年4月 1日から令和8年3月31日	0.10%
当協会申込受付日 令和8年4月 1日から令和9年3月31日	0.05%

※本紙には主な要件のみを記載しております。詳細はHPまたは当協会にお問い合わせください。

■当協会HP「連帯保証人について」 <https://www.chiba-cgc.or.jp/guidance/guarantor/>



その他 経営者保証を徴求しない信用保証制度

スタートアップ創出促進保証制度

事業承継特別保証制度

プロパー融資借換特別保証制度

流動資産担保(ABL)融資保証制度

特定社債保証制度

など

創業、事業承継の場面でも経営者保証不要の取扱いを検討することができます。

■当協会HP

<https://www.chiba-cgc.or.jp>



■お問い合わせ先

本店 千葉市中央区中央4-17-8 TEL043-221-8111
幕張タワー・センター 千葉市美浜区中瀬1-3幕張タワーセンターB棟23階
TEL043-239-3281
松戸支店 松戸市本町7-10 TEL047-365-6010



千葉県信用保証協会

連携支援機関紹介



■千葉県事業承継・引継ぎ支援センターとは？

千葉県事業承継・引継ぎ支援センターは、県内中小企業の事業譲渡・事業譲受・親族内承継・後継者人材バンク・廃業検討など事業承継に関する様々なご相談に対応します。国（経済産業省）が設置する公的相談窓口であり、専門家が無料・秘密厳守でご支援します。



■支援メニュー

【第三者承継支援】

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業のご紹介、成約に至るまで第三者への事業引継ぎをサポートします。相談に対応するのは、中小企業診断士や金融機関OBなどのプロフェッショナルで、最適な事業引継ぎへ導きます。民間機関を活用してM&Aを実行する際のセカンドオピニオンとしても活用いただけます。

【親族内承継支援】

親族や従業員にスムーズに承継できるように、中小企業診断士等が課題を整理しながら今後の取り組みをアドバイスします。また、ご希望に応じて、外部専門家と連携しながら「事業承継計画」策定の支援を無料で行います。そして、事業承継に関するお悩みや課題の解決をサポートします。

【後継者人材バンク】

創業を目指す起業家と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業と事業引継ぎを支援します。こうした支援を通じて、後継者不在の事業者の後継者作りを支援しています。

■統括責任者から一言！



事業承継を促進するため皆様からの
ご相談先のお取次ぎを
お待ちしています！
職員一同、全力でご支援します。

統括責任者 河崎 昌浩氏

【お問い合わせ先】

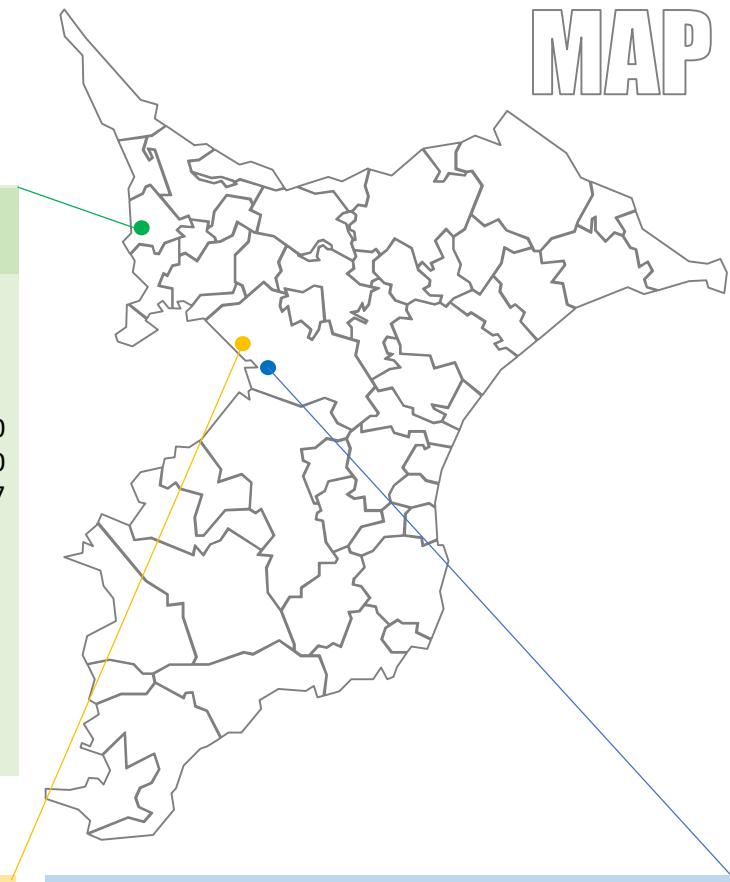
住所：千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12階

TEL：043-305-5272

○松戸支店

〒271-0091
松戸市本町7-10（ちばぎんビル）

松戸支店	保証事務課	TEL 047-365-6010
	保証課	TEL 047-365-6010
	資金繰り相談窓口	TEL 047-365-6007



○幕張サポートセンター

〒261-8501
千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階

成長拠点部	地域拠点チーム	TEL 043-239-3281
	創業拠点チーム	TEL 043-239-3282
	経営拠点チーム	TEL 043-239-3283
	伴走拠点チーム	TEL 043-239-3284
	資金繰り相談窓口	TEL 043-239-3285
	海外展開拠点チーム	TEL 043-239-3290
	事業承継拠点チーム	TEL 043-239-3291

○本店

〒260-8501
千葉市中央区中央4-17-8（千葉県自治会館）

保証部	保証事務課	TEL 043-221-8111
	保証第一課	TEL 043-221-8111
	保証第二課	TEL 043-221-8111
	資金繰り相談窓口	TEL 043-221-8110
再生支援部	事業再生課	TEL 043-221-8112
	期中管理課	TEL 043-221-8113
	債権管理課	TEL 043-221-8115
検査室	総務課	TEL 043-221-8183
総務部	経理課	TEL 043-221-8181
	経営企画課	TEL 043-221-8182
企画部	業務統括課	TEL 043-221-8185
		TEL 043-221-8186

本誌はLINE配信を行っております。
おともだち登録でセミナーや統計等の最新情報をチェック!!

おともだち登録はこちら→



発行



中小企業のベストパートナー

CHIBA GUARANTEE 千葉県信用保証協会

【本誌のお問い合わせはこちら】
経営企画課 TEL 043-221-8185